

議案第21号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例（平成27年養父市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の特例）

- 5 当分の間、本市に住民登録がある者に限り、第4条第1項第2号に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、0とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日の属する月分の利用者負担額から適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第21号 養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

| 現 行 | 改 正 案 |
|------------------------|--|
| <p>附 則 1～4 （略）</p> | <p>附 則 1～4 （略） <u>（満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の特例）</u> 5 <u>当分の間、本市に住民登録がある者に限り、第4条第1項第2号に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、0とする。</u></p> |